



図1 灰被天目(茶碗11) 姿



図2 灰被天目(茶碗11) 高台



図3 灰被天目(茶碗24) 姿



図5 灰被天目(茶碗24) 見込



図4 灰被天目(茶碗24) 高台

『山上宗二記』所載の引拙所持「灰被天目」の再同定―伝来と箱書の功罪―

加藤 祥平

緒言

- 一 灰被天目とその受容史(概観)
 - 二 名物記と茶会記にみる引拙所持の灰被天目
 - 三 尾張家の道具帳にみる灰被天目
 - 四 引拙所持の灰被天目の同定
- 結語

緒言

千利休の高弟・山上宗二(一五四四～九〇)が当時の名物茶の湯道具を書き連ね目利きの要点をまとめた『山上宗二記』には、名物の灰被天目が三碗記載されている。その内二碗を豊臣秀吉が所持し、残る一碗を茶の湯の祖と伝称される珠光(一四三三～一五〇二)に次ぐ世代の名人・引拙(生歿年未詳)⁽¹⁾がもとは所持し、当時は堺の薬種商であった油屋(伊達家)が所持していたという。そのほか名物茶の湯道具を列記した名物記や茶の湯の会での道

具立てを記した茶会記、道具の管理に用いられた道具帳などから、この灰被天目はのちに徳川家康が所持し、その遺産「駿府御分物」として、尾張徳川家(以下、「尾張家」とする)初代義直へ譲られたとされる⁽²⁾。その灰被天目は、現在、徳川美術館が収蔵する「灰被天目」(大名物)⁽⁴⁾ 1・2。以下、徳川美術館での什宝番号に従い「茶碗11」と考えられ、同時に『山上宗二記』に記載された灰被天目のうち、唯一の現存例として重要視されてきた⁽⁵⁾。

しかしながら、茶碗11は歴史的・学術的な分類における灰被天目にはあたらなことが既に指摘されている⁽⁶⁾。後述するように、造形上の特徴を考えると、本来は、福建省建窯で生産された「建盞」とするのが適切である。しかし、一般的な建盞に比して褐色を呈したやや特殊な釉調であることを理由に、近世以前では誤解⁽⁷⁾によって灰被天目に分類されていたと解釈されてきた。加えて、茶会記等における引拙所持の灰被天目の記録と茶碗11の造形上の特徴に齟齬が見受けられることを、竹内順一氏が示唆して⁽⁸⁾いる。

これらから、引拙所持の灰被天目が茶碗¹¹ではない可能性も既に浮上しながらも、茶碗¹¹は特に『山上宗二記』における灰被天目の評価の基準として度々紹介・参照されてきた。その一方で、近年の調査を通して、徳川美術館が収蔵する別の天目が、引拙所持の灰被天目に該当する蓋然性が高まった。

本稿では、名物記や茶会記などの記録、尾張家での道具帳の記録や造形上の特徴などから、引拙所持の灰被天目の同定を再検討する。

一 灰被天目とその受容史(概観)

灰被天目は、中国で生産され日本に輸入された、いわゆる「唐物天目」の一種である。現代では「灰被」の表記が定着しているが、史料や箱書では「灰蒙」や「灰冠」といった表記もみられる。また現代では、「はいかつぎ」と読まれることが一般的となっているが、室町時代後期から江戸時代における読み方としては、「はいかつぎ」が正しいことを竹内氏が指摘している。⁽⁹⁾

全体的に黒色の釉薬が掛けられている一方で、灰を被ったように白く濁った発色することが特徴の一つで、その名の由来となっている。このほか共通する特徴としては、見込みが平坦でやや広い点や高台周りを水平に削る点、高台内を浅く斜めに削る点が挙げられる。釉薬については、「二重掛け」と表現されることが多いが、異なる二種類の釉薬を掛ける方法と、一種類の釉薬を二度掛ける方法、二つの可能性が指摘されている。⁽¹⁰⁾

さて、灰被天目は、日本においてどのように受容されていたのか。まず唐物天目の分類とその定義については、足利將軍家の同朋衆であった能阿

弥や相阿弥が著したとされる、御殿飾りの手引書『君台観左右帳記』の中の、中国産陶器類の分類と説明を掲げた「土之物」がしばしば紹介されてきた。次に掲げるのは、奥書から永正八年(一五二二)十月に記されたと考えられている「君台観左右帳記」(東北大学附属図書館狩野文庫蔵)の記述である。⁽¹²⁾

一 土之物

囉變^{ワツバシ} 建蓋の内の無上也 世上になき物也 地いかにもくろくこさるりうすきるりのほしひたとあり 又き色白色こくうすきるりなどの色々ましりてにしきのやうなるくすりもあり 万疋の物也
一 油滴^{ユテキ} 第二の重寶 これも地くすりいかにもくろくしてうすむらさき色のしらけたるほしうちそとにひたとあり ようへんよりハ世に数あまたあるへし 五千疋
一 建蓋 ゆてきにもおとるへからず 地くすりくろくしろかねのことくきはしりて おなしくゆてきのことくほしのあるもあり 三千疋

一 烏蓋 たうさんのなりにて 土くすりは建蓋と同物なり 大小あり 代やすし
一 鼈蓋 天目の土にてくすりき色にてくろきくすりにて 花鳥いろくくの紋あり 千疋
一 能皮蓋^{ネイ} これも天目の土にてくすりきにあめ色にてうすむらさきのほしうち外にひとあり 代やすし
一 天目 つねのことし はいかつぎを上とする也 上には御用なき物にて候間不及代候也

この記述の中では、唐物天目の中で、「曜燮（曜燮）」「油滴」が当時の評価の最上位に位置付けられ、一方、「天目」と呼ばれた汎用品の一群があり、その中でも「はいかつき（灰被）」が上品と捉えられていたことがわかる。幾分紛らわしいが、現代では多様な種類の総称として広義的に用いられている「天目」という語句が、当時は狭義的に用いられていた、と捉えたと理解しやすいだろう。

現在の考古学的研究の成果から、「曜燮」「油滴」「建盞」は福建省建陽県の建窯産、「鼈盞」「能皮盞」は現在ともに「玳皮盞」と呼ばれ、江西省の吉州窯産とされ、「灰被」は福建省南平市の茶洋窯産と考えられている。⁽¹³⁾

また、『君台観左右帳記』同様にしばしば紹介されてきたのは、天正十五年（一五八七）頃に成立したとされる『山上宗二記』の記事である。『山上宗二記』も伝本が多いが、山上宗二の生前に記され、天正十六年二月廿七日の奥書を有する「山上宗二記 雲州岩屋寺宛」（表千家不審菴蔵）より灰被天目に関連する箇所を掲げる。⁽¹⁴⁾

一天目之事 紹鷗所持之一ツ 白天目一ツ 天下ニ三ツノ内ニツ 関白様ニ在 引拙ノ天目堺油屋ニあり 何も灰かつき 此外灰かつき方々ニ在（上中下） 委ク其数を知ラス 此内三ツハ昔より数々墓三居リタル天目名物也 在（三）口傳一

一 黄天目 是ハはひかつきに劣候 只天目はハ世上ニ多キ物也 此三色ハ天目ト云也 天目ハ（ウスリヤハラカニ）和ナリハつほふかさか能候 猶以在リ

三 口傳一

一 けむさん 此内影星（ヤウヘン）油滴（ユテキ）烏盞（ウサン）別盞（ヘツサン）たいひ盞 此六ツけいさんノ内

『山上宗二記』所載の引拙所持「灰被天目」の再同定―伝来と箱書の功罪―

也 代かるき者也 猶在（三）口傳一 此天目悉拙子拝見申候

『山上宗二記』では、灰被天目が唐物天目の箇所の筆頭として扱われるほど高く評価され、一方『君台観左右帳記』で高く評価されていた曜燮天目や油滴天目などは「代かるき」として軽視されていたことがうかがえる。灰被天目とそれに準ずる「黄天目」「只天目」（黒釉の平凡な天目か）が天目として一括りにされ、黄天目が灰被天目に劣る天目として考えられていたとわかる。

実際に、茶会記に使用された茶碗を見ていくと、天文年間（一五三二～一五五）から天正年間（一五七三～一五九二）頃まで、灰被天目が頻繁に用いられており、茶会記では単に「天目」や「台天目」（天目台に載せた天目のこと）と記す場合でも、添えられた記述を見ていくと灰被天目と推測される記事も多い。竹内氏が指摘するとおり、わざわざ「灰被天目」と明記しなくなるほど、灰被天目が多用されていたと考えてよいだろう。⁽¹⁶⁾

室町時代における唐物天目への認識を示す史料としては、従来、右の二つの史料が挙げられることがほとんどであったが、矢野環氏によって紹介された『君台観左右帳記』の写本（断簡）は、これまで唐物天目に関する記述内容について言及されることがないものの、重要な情報を含んでいる。

「蜷川家文書」（国立公文書館内閣文庫蔵）内の「茶湯道具事書」と呼ばれる史料で、「大永三年正月廿八日 宗珠」という奥書を持つ。⁽¹⁷⁾ 宗珠（生歿年未詳）は、珠光の養子とされる人物であり、⁽¹⁸⁾ 同書は宗珠の活動期の内の大永三年（一五二三）に原形が作られたと考えられている。左に掲げる箇所は、室町時代における灰被天目と黄天目に関する理解について、最も詳細な内容であることが特筆される。その重要性から、本稿筆者による現代語訳も添え

ることとする。

一はいかつきの事 うハ葉一色にくろく土いかにもくろく葉のかけとまりした葉黄成物也 又でいの色なるもあり 黄の色少白もあり 黄なる葉の比ハ そうのかけとまりをひきまいるもあり 又二分三分ほど黄なる葉のあるもあり とかくにきなる葉ひきいたし候ハすハた、天目也 縦黄なる葉ひきいたすともしうハ葉同土くろく候ハ、只天目にてても可然天目也 又天目いかにも手かろく候ハよし うハ葉のうち 少色かハリあわのあるやうなるハ 火にあひ候天目也

一はいかつきぎんの事ハ しろくていをふきちらしたるやうなる物也 是ありてもなくともくるしからす候 下葉黄なる事肝要也
一黄天目の事 是ハうハ葉その色 きにありても 又半分きに有ても 又ふくりんきハ黄にありても うハ葉の黄なるをもつて黄天目と申候 又うハ葉のくろきもあり 又うすかきなるもあり 又なしちなるもあり さやうに候ても 此内きなる葉あひましハリ候ハ、きてん目にて候 是にもきんあるもあり なくともくるしからす候 大略土ハしらけ色なる物に候 同ハ土の色くろきをよき天目と申候 葉のかけとまり 下葉きになく候ともくるしからす候 下葉黄なるハ おもひのまゝにて候

(現代語訳)

一灰被天目の事。上葉が黒一色で、胎土は見るからに黒く、釉葉の掛かり際で下葉が黄色くなったものである。下葉は泥の色のものもあ

り、黄の色やわずかに白っぽいものもある。黄色の釉葉の大きさは、全体に掛かった(上)葉の掛かり際に添って廻ったものもあり、また二分から三分(〇・七〜一〇糧)ほどの幅のものもあり、とにかく黄色の葉が廻っていないものは只天目である。たとえ黄色の葉が廻っていないでも、上葉と土が黒ければ、只天目であっても真つ当な天目である。また天目はまさしく手取りが軽いものは良く、上葉の内にくらか色が変わり、泡があるようなものは、火災に遭った天目である。

一灰被天目の「銀」とは、白く泥を吹きちらしたようなものである。これがあつてもなくともかまわない。下葉が黄色であることが大事である。

一黄天目の事。これは上葉全体の色が黄色であつても、また半分が黄色であつても、また覆輪際で黄色があつても、上葉が黄色になつていることを以て黄天目というのである。また上葉が黒いものもあり、また薄柿色であるものもあり、また梨肌状であるものもあり、そのようであつてこれらの内に黄色の葉が混じつていれば、黄天目である。黄天目にも銀があるものもあり、なくともかまわない。おおよそ土は白っぽいものである。同様のものの中でも土の色が黒いものを良い(黄)天目というのである。葉の掛かり際で下葉が黄色でなくともかまわない。下葉が黄であるものは思ひがままである(灰被天目とも黄天目ともいえる)。

これらから、大永三年頃における灰被天目の条件は、①釉葉が二重のように見えること、②上葉が黒いこと、③下葉が黄や白に発色しているこ

と、④胎土が黒いこと、であったとうかがえる。同じく黄天目の条件は、①釉薬が二重のように見えること、②上薬がわずかでも黄色を呈していること、③胎土が白っぽいこと、が挙げられる。すなわち、当時は一定の基準を以て灰被天目と黄天目の区別がなされていた。

その区別はしばらく続いていたことが名物記からもうかがえる。天文二十年(一五五二)頃に成立したと考えられ、現存最古の内容を有する『清玩名物記』(小浜市蔵。酒井家文庫)では、⁽¹⁹⁾器種別の項目の内に「耀変建蓋等類」「油滴之類」「天目之類 灰カツキ」「黄天目之類」「只天目之類」と立項されている。先にみた『山上宗二記』の記述も、これらの展開に含まれるだろう。

しかし、「茶湯道具事書」に知られる定義や条件が別の人物・場所や後世に正しく伝わらず、単に釉薬に黄色がみられることのみが特徴として捉えられた場合、灰被天目か黄天目かの分類に見解が定まらない可能性もある。実際に、伝世する灰被天目と黄天目の作行きは共通する点が多く、外見からは分類の判別が難しく、伝存した箱書によって名称を定めるのが現代の状況であることを赤沼多佳氏が指摘している。⁽²⁰⁾

江戸時代以降も、灰被天目を含む唐物天目は尊重されてきた。二代将軍徳川秀忠の時期に茶の湯の指南役であった古田織部(重然。一五四四〜一六一五)らによって、台子や袋棚が設けられた鎖の間での茶の湯が徳川将軍の御成の中に定着し、唐物天目が必要とされる場が提供されたとされる。⁽²¹⁾さらに当時の徳川將軍周辺の茶の湯で使われた茶の湯道具の名品を列記した「名物記」がいくらか編まれ、各種の唐物天目が記載されたことで、その価値観が江戸時代後期まで引き継がれることとなった。万治三年(一六六〇)の序を冠し出版され、その後も江戸時代を通して出版が繰り返され

強い影響力を保った『玩貨名物記』では、徳川將軍家と他家合わせて十九点の天目が掲げられるが、その内の少なくとも十一点が灰被天目である。このことは、江戸時代において灰被天目の評価が高くあり続けたことの象徴でもあり、要因の一つでもある。

二 名物記と茶会記にみる引拙所持の灰被天目

引拙所持の灰被天目は名物記と茶会記のなかでどのように記されてきたのか。まず、堺の豪商・天王寺屋津田家の代々らによる自筆の茶会記『宗及茶湯日記』(松浦史料博物館蔵。通称「天王寺屋会記」)のうち、津田宗達(一五〇四〜一五六六)の筆記部分に含まれる、天文二十一年(一五五二)十二月十五日とされる条に確認できる。記述は左のとおりで、天目の観察記録についてのみ、現代語訳も添えておく。⁽²²⁾

口切

同十二月十五日歟 宗可持来候

一臺天目 但前引拙二候キ

(中略)

天目者土ヨシ 葉はい色心在 下葉白也 ほしのやうにはなれたる
下葉アリ なりハ上ひらりとしてすそほそ也 少とうさん心在
葉にすちアリ そとつき心に見え候歟

(天目部分の現代語訳)

天目は土が良く、(上)葉は灰色がかっており、下葉は白い。星のよ

うに飛んで散った下葉がある。姿は上方が平たく開き、裾は細くなっている。少し烏蓋のようである。釉薬には筋があり、少し衝き出ているように見えるか。

年三月二日条に記される、油屋常佐の次世代にあたる常悦の茶会での記録である。

亥三月二日朝

堺ニテ

一 油屋常悦 御會 宗云 宗湛

四テウ半 六尺床 肩衝、袋二入、四方盆ニスヘテ、長板二、風

爐・眞手桶置合テ、天目臺 高麗茶碗ニ追具入テ、メンツウ 蓋

置カラ 肩衝ヲハ、手水ノ間、スミヲリノ畳ニナラシ、タテラル、

(中略)

一天目、口四寸三分ホト、但九目アリ、式一寸四分、但三メアリ、骨

高二シテドウニフクラナシ、土黒キ内ニ赤メニ底ニ朱ノアトアリ、

下藥白ク黄メニ、其上ニ黒上藥カ、ル、薬ノ上ニミサビノ如ナル、

星ノヤウニ細ニアリ、薬ノ内シ、ラニ有、同内ハ中ヨリ下一段黒ク、

中ヨリ上ハ薬クロキ内ニ、ノゴイハガシタルヤウニ赤メアリ、外ハ

薬ハケ高也、

(天目部分の現代語訳)

(灰被)天目は、口径が四寸三分程(約一三・〇糎)で、但し畳の目では

九目(二目＝一三糎で換算すると約一一・七糎)。高台は一寸四分(約四・二

糎)で、但し畳の目では三目(約三・九糎)。骨高(釉薬の下に轆轤目が目立

つさま)で胴には膨らみがない。土は黒い内に赤味があり、底には朱

の痕跡がある。下葉は白く黄色く、その上に黒い上葉が掛かっている。

葉の上に水鏽(水面に浮かぶ赤黒い膜状の汚れ)⁽²⁸⁾のようなものが星の

堺の豪商・若狭屋宗可(生歿年未詳)が所持していた道具を津田宗達のもとへ持参した際の記録となっており、「前引拙二候キ」とあるとおり、引拙が持っていた灰被天目と天目台が記されている。注目すべきは、姿に関する記述であり、『君台観左右帳記』に記される「烏蓋」、つまり黒く平たい端反りの姿であったことを示している⁽²⁴⁾。

ただし、引拙が複数の灰被天目を所持していた可能性もあり、ここで記述される灰被天目が後に油屋に伝来したものと定かではない。油屋に伝来した灰被天目についての記録は、この記述より後となる。

永禄年間(一五五八〜七〇)から天正年間(一五七三〜一五九二)に成立したと考えられている「唐物凡数」⁽²⁵⁾〔仙茶集〕所収の「油屋常由」(油屋常祐。生年未詳〜一五七九)⁽²⁶⁾の所持する名物道具に「一天目」とある。先に述べた当時の灰被天目の流行により、灰被天目も単に「天目」と記す傾向の内に書かれたとすれば、こちらも灰被天目ということになるだろう。茶会記では、

『宗及茶湯日記』の天正六年十一月廿七日条の「油や照佐」(油屋常佐。常祐の次世代)の会に「ハイカツキノ天目」とのみ記されている。加えて、先に掲げた『山上宗二記』(天正十五年頃成立)の灰被天目の箇所には「引拙ノ天目堺油屋ニあり」とあることから、天正年間頃の油屋に引拙所持の灰被天目があったことは確実視できる。

油屋にあった灰被天目に関する観察記録は、竹内氏が既に紹介している。博多の豪商・神屋宗湛の茶会記『神屋宗湛日記』(諸家蔵)⁽²⁷⁾の、天正十五

ように細かくあり、釉葉の内にはしじら織のように凹凸がある。内側の釉葉は中程より下方が一段黒く、中程より上は黒い(上)葉の内に、拭い剥がしたように赤味がある。外面は葉の掛け止まりが高い。

この記述は、先にみた若狭屋宗可所持の灰被天目とは別物であることが明らかである。つまり、少なくとも史料上、引拙所持の灰被天目は、若狭屋宗可所持のものと油屋所持のものとの二つあったことになる。

その後、油屋所持の灰被天目は、どのように辿れるのか。伝来が付された形で記されるのは、寛永十八〜二十一年(二六四〜四四)頃に成立したと考えられている「茶湯道具新田所在帖」(青山歴史村蔵。通称「毛利家書載名物記」)⁽²⁹⁾で、「天目」の項に「一引拙はいかつき 昔堺油屋所持」と記されている。加えて『玩貨名物記』の原型として指摘されている、万治元年(二六五八)刊行の『茶湯道具御寶物盡』⁽³⁰⁾にもこの記述は引き継がれており、『玩貨名物記』の「天目」の項にも「一はいかつき堺油屋淨祐所持 (尾張様)」と記されている。これらから十六世紀末から十七世紀半ばの間に尾張家へと移ったことがわかる。

この間、尾張家では徳川將軍の御成の際にこの灰被天目が度々使われており、元和九年(一六三三)二月十三日の二代將軍秀忠の御成、寛永二年二月二十六日の三代將軍家光の御成、同四年五月三日の秀忠御成、同五年二月二十九日の秀忠御成、同八年二月二十九日の秀忠御成において、おおよそ鎖の間の袋棚で尼崎台とともに「一天目 灰被」と簡略ながら記録されている⁽³¹⁾。当時の各大名家への御成で使用された茶の湯道具の大半が『玩貨名物記』に記載されていることから、元和九年から寛永八年にかけて用いられた灰被天目は引拙・油屋所持の灰被天目にあたるのが妥当で

ある⁽³²⁾。しかし、当時の尾張家に灰被天目が複数あった可能性もある。よって、尾張家の道具帳から灰被天目を確認する必要がある。

三 尾張家の道具帳にみる灰被天目

尾張家の伝存最古の道具帳は、元和二〜四年(一六一六〜一八)に作られた、尾張家への徳川家康の遺品目録、いわゆる「駿府御分物御道具帳」である。その内、茶の湯道具類を含んだ「駿府御分物之内 色々御道具帳」⁽³³⁾には、「一天目 拾五内^{式瀨戸}上」と記されている。天目の個々の情報がないため、断定は難しいが、元和九年の御成に灰被天目が使用されていることから、これらのなかに引拙所持の灰被天目が含まれていた可能性は高い。

次に灰被天目が登場するのは、慶安三年(二六五〇)五月七日に歿した初代義直の手にあつた遺品の目録としてその翌年に作られた「上御数寄御道具 二御数寄御道具 御手道具 慶安四年三月吉日」(以下、「慶安四年御道具帳」とする)⁽³⁴⁾である。「上御数寄(御)道具」とは、公式行事の際に御殿内や茶室を飾る道具を示す。時代が下ると、道具の評価によって「中御数寄道具」の区分もあり、「二御数寄御道具」がそれに先行する区分とみられる。「上御数寄道具」は、將軍の御成や將軍家の使いである上使来訪の際などの特別な行事に限って使用された、最上級かつ別格の道具である。名物茶の湯道具が多く含まれていた。同帳には、灰被天目が二点記されている。

一 御天目 灰蒙

(中略)

一 灰かすき御天目 壺ツ

一 唐尻ふくら御茶入 壺

但名物記載ル

なお、これら表記と書かれた位置の違いから、前者は表紙に記された

「上御数寄道具」にあたり、後者は「二御数寄御道具」あるいは「御手道

具」にあたると考えられる。

尾張家二代光友（一六二五～一七〇〇）の在封中の元禄二年（一六八九）に作られた、「上御数寄御道具 中御数寄御道具 元禄貳年巳八月」では、³⁵二点の灰被天目が確認できる（付箋の墨書は「一」内に示した）。

一 御天目 灰蒙 一 【撰津守様へ被進ル】

（中略）

一 御天目 灰蒙 一 【出雲守様へ被進ル】

それぞれに貼られた付箋から、一点目は光友の二男松平義行（高須「四谷」松平家初代。一六五六～一七一五）へ、二点目は三男松平義昌（梁川松平「天久保」家初代。一六五一～一七二三）へ譲られたとわかる。

この後しばらく道具帳に灰被天目は見当たらず、次の記載は享保十三年（一七二八）三月となる。享保十年二月に尾張家の江戸上屋敷であった市谷屋敷が全焼したことをきっかけに、名物茶の湯道具の由緒を確認することを目的に作られた「御筆類 上御数寄御道具」に再び現れる。³⁶巻末の書き足された部分に、以下の記述がある。

一 御掛物 壺幅 清茂筆

一 灰かすき御天目 壺

（中略）

右者 善暁院様御道具之内

これらは、善暁院つまり梁川松平家三代義真（一七一八～一七二九）が享保十四年五月に歿し、同家が断絶したために尾張家へ返された道具である。

「灰かすき御天目」は、「上御数寄御道具 中御数寄御道具 元禄貳年巳八月」に記された、松平義昌へ譲られた灰被天目である。左に並ぶ「唐尻ふくら御茶入」は、『玩貨名物記』などでの名物記での記載を見出したのがその旨が書いてあるのに対し、この灰被天目には何も書かれていないことは留意しておきたい。

一方、ほぼ同時期に作られた別の道具帳に、別の灰被天目が登場する。享保十年の市谷屋敷全焼を契機として享保十四年に作成された、中御数寄道具の道具帳「御数寄道具帳 享保十四巳酉年」である。³⁷当時中御数寄道具に格付けされていた道具類のうち、江戸に定め置かれていた道具が全て焼失し、それを補うために二代光友が隠居したのちに移り住んだ大曾根御屋敷や御茶道方（御数寄屋方）で管理されていた道具などから選定されたことが、佐藤豊三氏によって明らかにされている。³⁸その内「御天目」の項に「一 灰蒙」とのみ記載がある。この道具帳では極めて簡易な記載となっておりが、その後の管理に用いられた同内容の副本には、³⁹条の右肩に「は九」と書かれており、管理用の番号がわかる。これによりその後の追跡が可能となる。

その後この二碗は尾張家に留まり続け、幕末に作られた「御数寄屋方御

道具帳」九冊の内、「上御数寄御道具 壹」と、「仕分御道具帳 式」に次のように記されている(朱書はゴシック体で表記した)。

〔上御数寄御道具 壹〕三番)

廿九 御譲

黒塗箱入紫絹人和巾包

天廿二ヌミ 一 灰蒙御天目

壺

銀覆輪懸リ御天目共惣
目方七拾匁

納番三十五番江組入

〔仕分御道具帳 式〕壺番)

は九

杉箱入白縮緬拾和中包

東上十二ヌミ 一 灰蒙御天目

壺

覆輪眞鍮

同断三番江組入

以上から、幕末の段階で、「慶安四年御道具帳」まで遡ることができ、上御数寄御道具として扱われていた一碗と、「御数寄道具帳 享保十四巳酉年」まで遡ることができる一碗の、計二碗が存在していたとわかる。

更に、道具帳の情報は、徳川美術館に現存する灰被天目の箱とそこに貼られた札と一致するはずであり、二碗のいずれかは「慶安四年御道具帳」に記載されている可能性がある。次に、伝存する灰被天目を確認したい。

四 引拙所持の灰被天目の同定

現在、徳川美術館で「灰被天目」として名称が登録されている作品は次の三点である。現状での作品情報とともに掲げる(箱などにみられる朱書および朱印はゴシック体で表記した)。

○茶碗11(図1・2)⁽⁴²⁾

名称…灰被天目

寸法…高六・八糎 口径一三・三糎 高台径四・二糎

重量…三二〇瓦

箱…(外箱)桐四方棧蓋造 蓋表墨書「灰蒙御天目 砂張覆輪(挿図1)

(内箱)桐印籠蓋造 蓋表墨書「灰蒙御天目 砂張覆輪(挿図2)

○茶碗12(挿図3・4)⁽⁴³⁾

名称…灰被天目 銘玉潤

寸法…高六・四糎 口径一・一・六糎 高台径四・四糎

重量…二四八瓦

箱…(外箱)桐四方棧蓋造 蓋表墨書「古瀬戸天目 銀覆輪」

蓋裏貼札墨書「天
茶碗 拾四号」

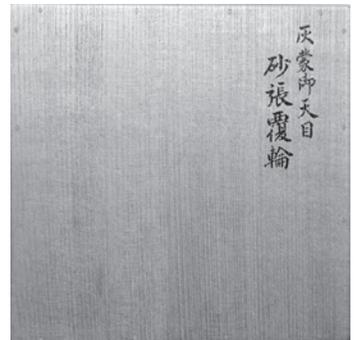
(内箱)春慶塗印籠蓋造 蓋表貼札墨書「古瀬戸 御天目」

○茶碗24(図3・5)

名称…灰被天目



挿図1 茶碗11 外箱蓋表



挿図2 茶碗11 内箱蓋表

寸法…高六・五糎 口径二・〇糎 高台径四・五糎
重量…二六一瓦
箱…(外箱)杉二方棧蓋造 蓋表墨書「灰蒙天目」

蓋裏貼札墨書「納三拾五番」^{〔天碗廿貳號〕} (良櫃〔挿図5〕)

※「納」は墨印

身外底墨書「大正三年六月新調」

(内箱)黒漆塗覆蓋造 蓋表貼札墨書「灰蒙御天目」(挿図6)

まず茶碗12については、現在の名称と異なり、尾張家の道具帳では常に「古瀬戸(御)天目」として表記されており、尾張家では灰被天目としての認識はなかつたことが確認できるため、今回の検討からは除外する。⁽⁴⁾

次に、茶碗24の外箱蓋裏の貼札の文字情報からは、先に見た「御数寄屋方御道具帳」の「上御数寄御道具」の灰被天目に該当することが明らかである。一方、茶碗11については、「御数寄屋方御道具帳」に記された箱の材質と齟齬があり、箱の材質や墨書から、近代に添えられた箱であることは明白である。大正時代(一九二二～二六)初期に作られた徳川美術館の現



挿図3 茶碗12 姿



挿図4 茶碗12 高台



挿図5 茶碗24 外箱蓋裏



挿図6 茶碗24 内箱蓋表

役の台帳を徴すると、元は内箱の蓋裏に三枚の札が貼られており、それぞれ「納三番」^{〔天碗二号〕}「上十二号茶碗」と墨書・朱書があったことが判明する。現在の箱からは、その痕跡が見受けられないため、大正時代以降に箱が新調されたと推測される。これらから、「御数寄屋方御道具帳」の「仕分御道具帳」の灰被天目が茶碗11であることがわかる。茶碗11は先に

見た道具帳の記録のとおり、尾張家では享保十四年（一七二九）もしくは二代光友の隠居後までしか廻り得ない。一方茶碗24は、「上御数奇御道具中御数奇御道具 元禄貳年巳八月」において松平義昌へ譲られた灰被天目であることが確実となった。さらに、結論を先に述べると、茶碗24は「慶安



挿図7-1 茶碗24 内箱蓋表貼札



挿図7-2 曜変天目（油滴天目） 内箱蓋表貼札



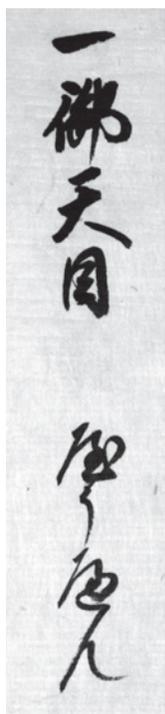
挿図7-3 古銅砧花生 銘杵のをれ 内箱蓋表貼札

四年御道具帳」まで廻ることができる。

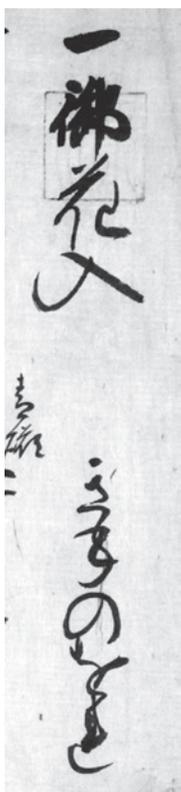
手がかりとなるのは、茶碗24の内箱蓋表の貼札である。同様の貼札は、徳川美術館に収蔵される名物茶の湯道具の内箱を主として散見され（挿図7）⁽⁴⁶⁾、これらは「慶安四年御道具帳」に記載がある（挿図8）。両者の筆跡を比較すると、字形の異なりを考慮してもなお、細かく各字を見ていけば、筆遣いが酷似していることがわかる。まず「曜変天目（油滴天目）」（大名物。茶碗1）の「やうへん」は、「ん」の字形に若干の違いがあるが、その他はよく近似しており、特に「や（屋）」の二画目の角度や筆の留め方が一致している。「古銅砧花生 銘杵のをれ」(大名物。花生4)の「さねのをれ」は一字変体仮名の違いもあるが、おおかたの筆跡が近似しており、また



挿図8-1 慶安四年御道具帳 茶碗24記載箇所



挿図8-2 慶安四年御道具帳 曜変天目（油滴天目）記載箇所



挿図8-3 慶安四年御道具帳 古銅砧花生 銘杵のをれ 記載箇所

「入」は一画目がやや細い点や左払いの終筆で大きく跳ね上がる点が共通している。茶碗24は一見異なる筆跡のようにも見えるが、「灰」は各画の配置や角度が一致し、「御」は「日」の書き方に違いがあるものの、「イ」の一画目を左払いではなく点とする特徴や「缶」の独特な崩し方が共通している。これらから同じ筆者―おそらくは茶の湯道具を管理した御数寄屋方の一人―によって近い時期に記されたことみなしてよいだろう。⁽⁴⁶⁾

よって、茶碗24こそが初代義直の時代に尾張家が所持していた、伝存唯一の灰被天目となる。では、茶碗24は先にみた茶会記の記録と一致するのだろうか。

茶碗24の造形は、口縁から高台へとほぼ直線的に窄まっていくが、口縁下の窄まりと胴部分での轆轤目の凹凸によって、二段ほどのわずかな段差がみられる。釉薬の際は部分的に掛け止まりが高く、露胎となった高台は茶褐色を呈する。高台脇は水平方向に削られ、高台は他例に比べやや広く、高台内はわずかに窪ませるように浅く削られている。内底は広く平坦となっている。全体に掛けられた鉄釉は全体的には黒色で、口縁や釉薬の掛かり際(下莖)、胎土の轆轤目や夾雑物の都合で釉薬が薄くなっているとみられる部分は赤褐色を呈しており、外側面には轆轤目に添った赤褐色の筋がみられる。口縁には銀製と推定される覆輪が嵌められている。これらの特徴は、大永三年(一五三三)の「茶湯道具事書」の記述からも、灰被天目としての条件を満たしているが、『宗及茶湯日記』が記録する端反り碗とは異なる。

一方、『神屋宗湛日記』の記述はどうだろうか。まず寸法については、茶席での目分量となるので判定の根拠とはなりづらいが、近しい寸法といえるだろう。「骨高二シテドウニフクラナシ」は轆轤目の凹凸が釉薬の下

に透けて見えるさまに一致している。「土黒キ内ニ赤メニ底ニ朱ノアトアリ」は茶褐色の胎土を示すと思われるが、朱の痕跡は経年の剥落によって確認できない。「薬ノ上ニミサビノ如ナル、星ノヤウニ細ニアリ、薬ノ内シ、ラニ有」とは、轆轤目や夾雑物の凹凸によって、黒釉のなかに茶色の筋やムラがあらわれた様子だろう。「同内ハ中ヨリ下一段黒ク、中ヨリ上ハ薬クロキ内ニ、ノゴイハガシタルヤウニ赤メアリ」とは、内側の釉薬が基本的に黒色ながら口縁周辺に赤褐色を呈しているのに添っている。「外ハ薬ハケ高也」は掛け止まりが高い様子に合致している。つまり茶碗24は、『神屋宗湛日記』の記述と矛盾しない。

茶碗24は、釉調こそ地味ながらも、古くからの名物として名高い「灰被天目 銘夕陽」(大名物。個人蔵。挿図9・10)⁽⁴⁷⁾や「灰被天目 銘虹」(大名物。国「文化庁保管」)とも寸法が近く、胴に二段ほどのわずかな段差がみられる姿は「灰被天目 銘夕陽」も同様であり、十分に名物として通用した



挿図9 灰被天目 銘夕陽 姿 宮野正喜撮影



挿図10 灰被天目 銘夕陽 高台 宮野正喜撮影

と考えられる。

以上から、茶碗24は「慶安四年御道具帳」に記載された灰被天目であり、名物記の記載情報と合わせて、その伝来は、引拙―油屋常祐・常佐・常悦―(徳川家康)―尾張家初代義直・二代光友―梁川松平家初代義昌・二代義方・三代義真―尾張家―徳川美術館とわかる。

結 語

本稿では、引拙所持の灰被天目が、従来考えられていた茶碗11ではなく、茶碗24に該当することを検証した。これにより、『山上宗二記』などで名物として採り上げられていた灰被天目は、決して誤解に基づく例外的な名物ではなかったことが判明した。

そもそも、従来の室町時代後期の茶人たちの誤解という解釈自体が、當時信じられていた伝来という権威が生んだ無理に過ぎなかった。現存最古の名物記である『清玩名物記』が十六世紀半ば頃に作られるようになった時点で、名物茶の湯道具や名物記を享受していた人々には少なからず各種の道具に対する共通の評価基準があったはずである。その断片的情報は、大永三年(一五三三)の「茶湯道具事書」や天文十七年(一五四八)頃に京都で作られたとされる『往古道具値段付』⁴⁹⁾などに残されており、当時の目利きの細かな要点をうかがい知ることができる。これらを考慮すれば、仮に十六世紀の茶の湯の名人らが茶碗11を目にして、灰被天目と誤解する可能性はきわめて低いといわざるを得ない。

では、なぜこのような取り違えが生じたのだろうか。第一の要因は茶碗24が一度梁川松平家へ譲られたことにある。その後尾張家へ戻さ

れたものの、その前年に尾張家の道具と名物記の所載確認が済んでおり、尾張家において名物として扱われる機会を失ってしまった。延享元年(一七四四)四月から同二年の尾張家内での道具帳調査によって、代々の当主が継承してきた「御譲」の道具であることが確認されているが、ついに名物記での記載が確認されるに至らなかった⁵⁰⁾。

第二は、高橋義雄(箒庵。一八六一―一九三七)によって編纂された茶人と茶碗の名品図録『大正名器鑑』の影響力の強さにある。管見の限りでは、茶碗11が『玩貨名物記』に記載された灰被天目として紹介されたのは、大正十四年(一九二五)に刊行された『大正名器鑑 第六編』⁵¹⁾が初見である。これ以前には茶碗11が名物として扱われた形跡はなく、『大正名器鑑』によって茶碗11はその肩書きを冠したと推測される。『大正名器鑑』は図版と関連する史料を多く挙げており、その便利さとある種の権威性から、その内容が数書きしされることが多く、茶碗11もその一つと言える。結果として、本稿までのちようど百年にわたり、引拙所持の灰被天目への誤解は続いた。

第三は、道具帳や箱に関する検証が不十分であったことにある。実は、昭和五十四年(一九七九)に徳川美術館・根津美術館で開催された「天目」展の図録では、茶碗11とともに茶碗24が「慶安四年御道具帳」に記載があることが指摘されている⁵²⁾。しかし、本稿で検証したとおり、茶碗11は道具帳から義直の時代までは遡りえず、十分な確認がなされた上での指摘とはいえない。また、茶碗11が大名物として扱われながら、それに応じた箱が添っていないことについて疑問が呈されず、検証に至らなかった。

これらの背景には、近代以降の美術史学において、作品そのものが検討の対象とされ、箱や附属品の検証に重きが置かれてこなかったことがあ

る。伝来や由緒によつて真贋の判断や研究上での位置付けが揺らいでしまうことも確かであるが、それを正すことができる手段として内容品の検証のみならず箱の検証が有効であることは、先述のとおりである。⁽³³⁾

本稿は、引拙所持の灰被天目を再同定するとともに、いわゆる箱書の持つ史料的价值とそれを得るための詳細な調査の重要性を提言する。

註

(1) 引拙は、かつては後世の茶人系譜類を根拠に「鳥居引拙」と表記されることが多かったが、表千家七代如心斎の門弟とされる坂本周齋(一六六六―一七四九)による茶書には「嶋居引拙」とも記されている。いずれにせよ同時代史料による確定をみていないため、本稿では単に「引拙」とする。

なお、近年では、連歌師の伊予屋宗珀、さらに茶人であった天王寺屋宗伯(生歿年未詳)と同一人物であるという矢野環氏による説が有力視されている。矢野環「名物記の生命誌6 「天文名物記」の堺(「茶の湯」三七四、茶の湯同好会、二〇〇五年)、八―一〇頁、同「紹鷗所持名物道具の全容―天王寺屋宗伯所持道具とともに―」(武野紹鷗 わびの創造 思文閣出版、二〇〇九年)。一方、この説に関して、否定的な意見もある。工藤隆彰「牡丹花的伝弟子」伊予屋宗珀(『国語国文研究』一四六、北海道大学国語国文学会、二〇一五年)、三六―三七頁。

(2) 油屋伊達家の菩提寺である妙國寺(現・堺市堺区)の所蔵する「治要録」には、天正十年(一五八二)の本能寺の変を逃れた徳川家康が、同寺に訪れた際、開山の日珧(一五三二―一五九八)が家康に灰被天目で茶をすすめたところ、家康がその名を尋ね、日珧が答えた「灰被」が「早勝」に聞こえたことから家康が吉兆として茶碗を求めた、という伝承が伝わる。『堺市史 第七巻(清文堂出版、一九三〇年)、八九頁。

(3) 佐藤豊三「作品解説」15 大名物 灰被天目』『茶碗に花開く桃山時代の美茶の湯名碗』(徳川美術館・五島美術館、二〇〇二年)。

(4) 「大名物」の表記は、『名物―由緒正しき宝物―』(徳川美術館、二〇二二年)

での基準に従った。具体的には、『山上宗二記』などの「玩貨名物記」以前の名物記の記載品を「大名物」とした。同図録では根拠の説明を欠いてしまったため、ここで補う。「大名物」「中興名物」という用語を提示した、松江松平家七代不昧(治郷。一七五一―一八一八)編の寛政元(九年(一七八九―九七)刊行『古今名物類聚』の「凡例」では、「一大名物は、多く公の御物となり。またはやことなき方の納殿にこめられたれば、たやすく世の人見る事を得へきものにあらず。さるによりてはらくおきぬ。」(振り仮名は省略)とあり、この一文の指し示す内容が『玩貨名物記』によつて確定した十七世紀までの名物の受容実態と一致するため、大名物の根拠となる名物記の下限を『玩貨名物記』と定めた。ただし、本稿では単に「名物」とする場合、総称としての「名物」を示す。

(5) 竹内順一「作品解説」8 天目 灰被(『山上宗二記 天正十四年の眼』五島美術館、一九九五年)。

(6) 「作品解説」32 灰被天目』『天目』(徳川美術館・根津美術館、一九七九年)、赤沼多佳「作品解説」20 灰被天目』『唐物天目―福建省建窯出土天目と日本伝世の天目―』(福建省博物館・茶道資料館、一九九四年)。

(7) 前掲註(6)赤沼氏作品解説。

(8) 竹内順一「山上宗二記」の名物 第四回 灰被天目(「茶道の研究」四九七、三徳庵、一九九七年)、同「名物記と道具(7)天目―美しき誤解(「茶道雑誌」七二七、河原書店、二〇〇八年)。

(9) 竹内順一「永青文庫 美の扉100 最も愛された灰被天目(「茶道の研究」七二五、三徳庵、二〇一六年)、一三三―一四頁。同氏「現代語でさらりと読む茶の古典 山上宗二記(淡交社、二〇一八年)、六三頁。

(10) 赤沼多佳「作品解説」21 黄天目 珠光天目』『唐物天目―福建省建窯出土天目と日本伝世の天目―』(福建省博物館・茶道資料館、一九九四年)ほか。

(11) 長江惣吉氏による復元研究によつて、釉薬は同じ釉薬の二度掛けであり、一三〇〇度で焼成され、その後弱い還元で雰囲気を保ちながら冷却されることで黄色が生じ、また自然冷却となると茶褐色となることが指摘されている。長江惣吉「關於茶洋窯灰被天目の研究」(『古陶磁科學技術』9 國際討論會論文集)

中國科學院上海硅酸鹽研究所、二〇一五年。

- (12) 『君台觀左右帳記』は後世に与えた影響が大きく、大量の写本が残されており、諸本の内容・分類は矢野環氏によって詳細に考証されている。東北大学図書館には三件の『君台觀左右帳記』が収蔵されており、掲出本の請求番号は阿8-37。矢野氏によると、もと永正八年十月の奥書があった原本を、大永六年(二五二六)十二月、さらに永祿二年(一五五九)正月に書き写した、という奥書を肯定してよいとされる。矢野環『君台觀左右帳記の総合研究』(勉誠出版、一九九九年)、三二頁。
- (13) 赤沼多佳「唐物天目の一考察―灰被天目を中心に―」(『三井美術文化史論集』三、三井記念美術館、二〇一〇年)、四三―四五頁。謝明良「關於灰被茶碗」(『故宮文物月刊』四五四、二〇二二年)、六六―六九頁。
- (14) 多くある『山上宗二記』の伝本の中で、写本ではなく原本として考えられている内の一点である。熊倉功夫校注『山上宗二記 付茶話指月集』(岩波書店、二〇〇六年)。近年の『山上宗二記』関連の研究書としては、竹内順一『現代語でさらりと読む茶の古典 山上宗二記』(淡交社、二〇一八年)、神津朝夫『山上宗二記』と茶人宗二(宮帯出版社、二〇二二年)などが挙げられる。
- (15) 「是ハはひかつきに劣候」の部分「芬(紛)候」とする伝本や解釈もある。本稿では「山上宗二記 桑山重晴宛」(天正十六年二月廿七日奥書。今日庵文庫蔵)の同箇所、「劣」の傍らに「ヲトリ」と仮名が振つてあることを重視した。
- (16) 前掲註(14)竹内氏著書、六三頁。
- (17) 請求番号・古一六〇二九五。
- (18) 山田哲也氏の近年の研究によって、大徳寺僧明窓宗珠(生歿年未詳)と同一人物である可能性が高いとされている。山田哲也「茶祖珠光跡目宗珠と大徳寺僧明窓宗珠」(『禪とその周辺学』竹貫元勝博士還暦記念論集)永田文昌堂、二〇〇五年)、同「棧敷へ入次第之事」(『茶書古典集成1 初期の和漢茶書』淡交社、二〇一九年)、三三九―三三〇頁。また、『君台觀左右帳記』の写本によっては、能阿弥が珠光に伝授した内容であることを示す記述もある。前掲註(12)矢野氏著書、五八頁ほか。
- (19) 「清玩名物記」(『茶道学大系 第十卷 茶の古典』淡交社、二〇〇一年)。
- (20) 前掲註(13)赤沼氏論文、三五―三七頁。
- (21) 谷端昭夫「天目と喫茶文化」(『淡交別冊』五六、淡交社、二〇〇九年)、三〇頁。
- (22) 『宗及茶湯日記』および天王寺屋津田家については、多くの書籍・論考があるが、主に以下を参照した。永島福太郎編『天王寺屋会記』淡交社、一九八九年)、谷端昭夫「天王寺屋歴代の茶の湯」(『淡交』五三六、淡交社、一九九〇年)、山田哲也編『茶書古典集成3 宗及茶湯日記』(『天王寺屋会記』他会記)淡交社、二〇二二年)。
- (23) 茶会記の観察記録の現代語訳にあたっては、各書中の同語句の用例を確認した上で適宜語句を補いつつ解釈を施した。
- (24) 烏蓋の形状については、湯を飲むための平碗と指摘されている。今泉雄作「君臺觀左右帳記考證」(『國華』四〇、國華社、一八九三年)、七四頁、前掲註(13)赤沼氏論文、三三頁。
- (25) 山田哲也「唐物凡数」(同志社大学総合情報センター所蔵)―孤本名物記―その解題と翻刻」(『文化情報学』四―一、同志社大学文化情報学会、二〇〇九年)。
- (26) 油屋伊達家の菩提寺である妙國寺の開山・日珖の自筆行状記録『己行記』によって歿年が判明する。矢内一磨「堺妙國寺蔵『己行記』について―資料研究を中心に―」(『堺市博物館報』二六、堺市博物館、二〇〇七年)、五六―五八頁)。
- (27) 『神屋宗湛日記』については、多くの書籍・論考があるが、主に以下を参照した。芳賀幸四郎「神屋宗湛日記」(『茶道古典全集 第六卷』淡交社、一九五八年)、『茶道文化研究 第七輯(特集 宗湛日記)』(今日庵、二〇一五年)、筒井紘一編『茶書古典集成5 神屋宗湛日記』淡交社、二〇二〇年)。本稿で掲出の部分の句点は、『茶書古典集成5 神屋宗湛日記』に従った。
- (28) 文治四年(一一八八)に成立した『千載和歌集』に収載の和歌「あざりせし水のみさびにとちられて菱の浮き葉にかはづ鳴くなり」に「みさび」の用例が見られる。

- (29) 「毛利家書載名物記」(「茶道学大系 第十卷 茶の古典」淡交社、二〇〇一年)。寛永年間末に長門国長府藩の毛利家で編纂されたと考えられている。
- (30) 前掲註(12) 矢野氏著書、影印篇一七九―一九二頁。
- (31) 原史彦「尾張徳川家御成記一覧」(「徳川將軍の御成」徳川美術館、二〇一二年)。
- (32) 矢崎格「『東武実録』にあらわれた名物茶器」(「名物茶器―玩貨名物記と柳宮御物―」徳川美術館・根津美術館、一九八八年)。
- (33) 記録古文書一・四。縦二八・三釐、横二一・八釐。
- (34) 什器古帳三・一。縦二八・四釐、横二二・三釐。
- (35) 什器古帳三・二。縦二七・二釐、横一九・一釐。
- (36) 什器古帳三・六。縦二六・五釐、横二〇・五釐。本来この道具帳に附属しているながらも、別の道具帳に付された、尾張家の茶頭・山本道傳政房による書付により、作成経緯が判明する。既に、翻刻・内容は佐藤豊三氏によって紹介されている。佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の藏帳整理について」(「金鯢叢書」二五、徳川黎明会、一九九八年)、一五八―一五九頁。
- (37) 什器古帳三・七。縦二九・二釐、横二一・三釐。
- (38) 前掲註(36) 佐藤氏論文、一五九―一六二頁。
- (39) 「御数奇道具帳 享保十三戊 申年 一本ニハ享保十四巳酉年トアリ 取扱」(什器古帳六・九。縦二六・六釐、横一九・九釐)。添書きにみられる年紀が享保十五年から寛政七年八月に至っていることから、この道具帳は寛政七年八月以降、遅くとも同十年頃に書き写されたと考えられる。
- (40) 什器旧原簿一・一―九。各冊、縦二八・七釐、横一九・九釐。
- (41) このほか、入子菱に葵紋散蒔絵天目台が添う、尾張家伝来の「灰被天目」(個人蔵)の存在も知られている。しかし、天目の内底は狭く、釉薬には灰被天目にはあまり見られない卵の斑が見られ、胎土からうかがえる轆轤の回転は右回転となっていることから、唐物の灰被天目とは見なせなかった。また伝来経緯からも検討対象には適さなかったことから本稿では割愛する。
- (42) 形状について添えておく。やや開き気味の口縁下でごく僅かに窄まり、高台へとほぼ直線的に窄まる。高台とその周囲は露胎となっており、高台脇に水平

方向の削りはなく、高台は低く平らで、高台内部は一段下がるように浅く水平に削られている。内底は狭く平坦となっている。全体に掛けられた鉄釉は粘りがあり、裾近くに滴状の溜まりをなす。鉄釉は全体的に柿色を呈し、内底では元々意図されたであろう黒色を呈している。口縁には砂張製と推定される黄金色の覆輪が嵌められている。

なお、内側面には「才(第)」「三」「申」らしき、三つの文字が墨書されている。徳川美術館学芸員 板谷寿美氏のご教示による。

- (43) 形状について添えておく。やや外反した口縁の下で窄まり、高台へとほぼ直線的に窄まる。高台とその周囲は露胎となっている。高台脇は水平方向に削られ、低く平たい高台は面取を施すかのように畳付き部分の周縁が削られ、高台内はわずかに窪ませるように浅く削られている。高台内には朱漆書「玉潤」と記されている(尾張家では千利休の筆と伝称)。内底は茶溜り(鏡)が広く平坦に作られている。全体に掛けられた鉄釉は全体的には黒色となつてはいるが、口縁や釉薬の掛かり際、胎土の轆轤目や夾雑物の都合で釉薬が薄くなつてみるとみられる部分は赤褐色を呈している。口縁には銀製と推定される覆輪が嵌められている。

- (44) なお、内箱の蓋表の貼札に記された墨書「古瀬戸 御天目」の筆跡は、享保十四年に編まれた「御数奇道具帳 享保十四巳酉年」(什器古帳三・七)の筆跡と一致している。「天目」の項に所載の「一古瀬戸天目 式つ入」「一古瀬戸天目 式つ入」「一古瀬戸天目」の三点目に該当する可能性が高い。

- (45) 同様の札が貼られているのは掲出のほか、次の作品である。

- ・「南蛮水指 銘 芋頭」(大名物。水指10)
- ・「三島筒茶碗 銘 藤袴」(大名物。茶碗6)
- ・「尼ヶ崎台」(大名物。天目台2)
- ・「尼ヶ崎台」(大名物。天目台3)
- ・「古天明釜 銘 梶」(大名物。風炉・釜3)
- ・「高麗紫石硯」(大名物。硯1)
- ・「古銅管耳卓下花生」(花生10)

なお、「三島筒茶碗 銘 藤袴」および「古銅砧形花生 銘 杵のをれ」の貼

札については、従来―明治・大正時代頃から―織田有楽斎の筆跡という伝承があったが、本稿を以て否定される。

- (46) 拙稿「総論「名物」を再考する」〔「名物―由緒正しき宝物―」徳川美術館、二〇二二年〕、一六六―一六七頁、ではこれらの貼札の記述内容から、「駿府御分物之内色々御道具帳」と同時期の作成とした。本稿を以て訂正する。

なお、茶碗24の内箱とその蓋表の貼札が異なる時代の製作である可能性は高い。内箱の構造は十七世紀半ばの伝存例に比べて珍しく、一方、黒漆の透け具合からはどんなに遅くとも江戸時代後期には存在していたものと推定される。

また貼札は、裏側から裏打ちを施して貼り直された形跡がある。しかし、尾張家での道具の管理の中では頻繁に札が貼り直されていることから、貼り間違えが生じたと考えることは難しく、特に同家の道具の中でも最重要視されていた「上御教寄御道具」においてその可能性は極めて低い。よって、茶碗24の内箱蓋表の貼札は、慶安四年以来灰被天目とともに伝わったとみなされる。

- (47) 高七・二種、口径二二・六種、高台径四・五種、二五九・六瓦。

徳留大輔「(作品解説)灰被天目 銘夕陽」〔茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗〕淡交社、二〇二二年。「灰被天目 銘夕陽」の伝来については、神津朝夫「奈良の茶人と茶の湯1 豪商坂東屋」〔茶の湯〕五一七、茶の湯同好会、二〇一七年)が詳しい。

- (48) 高六・九種、口径二二・二種、高台径四・四種、二四三・二瓦。

徳留大輔「(作品解説)灰被天目 銘虹」〔茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗〕淡交社、二〇二二年)。

- (49) 『往古道具値段付』は、〔四十三冊 茶道望月集追加目録〕〔茶道望月集 顕岑院本二〕思文閣出版、二〇一三年)、七四九―七五九頁に翻刻されている。『往古道具値段付』の評価については、竹内順一・矢野環「名物記の生成構造―実見と編集のはざま―」〔茶道学大系 第十巻 茶の古典〕淡交社、二〇〇

一年)、七一―七二頁、矢野環「名物記の生命誌4 「天文名物記」の全体像」〔茶の湯〕三七二、茶の湯同好会、二〇〇五年)、一〇頁を参照。

- (50) 「御譲」については、生前の手渡しや贈与など家康の遺産「駿府御分物」とは異なった経路で初代義直にもたらされた家康の所用品として、従来解釈されてきたが、歴代当主の継承してきた品について冠されていることが多いことが指摘されている。安藤香織「物吉貞宗」の継承と権威化」〔金鯨叢書〕四九、徳川黎明会、二〇二二年)、拙稿「どうする「御譲道具」」〔葵〕一二七、徳川美術館、二〇二三年)。

- (51) 「灰被天目 大名物」〔大正名器鑑 第六編〕大正名器鑑編纂所、一九二五年)、五一頁。

高橋箒庵の日記である、『萬象録』には、大正八年五月十三日から六月十七日まで、尾張家伝来品の調査・撮影のための連絡調整とその結果、後礼までの過程が記されているが、当時の尾張家での茶碗11への認識は記されていない。

高橋義雄『萬象録 高橋箒庵日記 卷七』(思文閣出版、一九九〇年)、一八四―二二八頁。なお、同年六月四日から『時事新報』で連載された「尾州名器」八篇においても、同様である。

- (52) 「(作品解説)35 灰被天目」『天目』(徳川美術館・根津美術館、一九七九年)。

- (53) 箱や附属品の持つ史料価値については、拙稿「尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)」〔金鯨叢書〕四九、徳川黎明会、二〇二二年)において既に述べた。

〔付記〕「灰被天目 銘夕陽」の画像掲載につきましては、ご所蔵者のご許諾の上で、『茶の湯の茶碗 第一巻 唐物茶碗』(淡交社)より、転載しました。

(美術館 学芸員)

金 鯨 叢 書 第五十二輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和七年三月三十日 編集
令和七年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳 川 美 術 館
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
印刷所
電話 (533) 六八六〇番(代)